

東京都北区立西ヶ原小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日制定

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年9月施行）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号 平成26年8月施行）、東京都いじめ防止対策基本方針（平成29年7月）東京都北区いじめ防止基本方針（平成26年8月）を受けて、東京都北区立西ヶ原小学校において、いじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であると認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わず、いじめが行われることがなくなるよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるように徹底する。

教職員は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめの早期発見のための措置

児童のいじめの早期発見のため、次の取り組みを行う。

- ① 月1回（安全指導日）にいじめに関わる学級指導を実施し、児童の様子を確認する。
- ② 6、11、2月は重点月間として、学校全体でいじめに関わるアンケート調査を実施し、学級担任は児童の聞き取りを実施し、アンケート結果をまとめ、生活指導主任、管理職へ報告する。
- ③ 週1回（金曜日職員打合せ時）において、生活指導に関わる事項を報告する場を設定し、いじめに関わる事項が発生した場合は、児童名をあげて全体に報告し、情報を共有する。
- ④ **看護当番**は、登校時及び休み時間に校内外の巡視を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに生活指導主任に報告する。

- ⑤ **生活指導主任**は、いじめの早期発見のための取組に関して、適切な指示を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに管理職に報告する。
- ⑥ 学級担任及び専科教員は、日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。
- ⑦ **学級担任**は、適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。また、児童及び保護者からいじめの相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに**生活指導主任・管理職**に速やかに報告する。
- ⑧ **学級担任**は、児童に学級生活満足度の調査を実施し、学級集団の親和性を把握するとともに支援群の児童等に対しては担任やスクールカウンセラーが個別に聞き取りを行う。
- ⑨ **管理職**は、学級担任及び生活指導主任からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行うとともに、関係諸機関への連絡を速やかに行い指導・助言を受ける。
- ⑩ **管理職**は、3か月に1回程度の定期的な「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめ問題の未然防止の取組やいじめに関わる状況を確認し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組む。また、学校運営協議会等においてその内容を報告する。
- ⑪ **養護教諭**は、スクールカウンセラーと連携し、学級担任等からいじめに関わる報告・相談に対して的確な指示を出すとともに、児童及び保護者とスクールカウンセラーとの面談等を実施する。
- ⑫ 毎年、第5学年・第6学年児童を対象にスクールカウンセラーを活用した面接を実施するとともに、児童がいじめの相談をしやすい体制を整備する。
- ⑬ 教職員に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために必要な研修を含め、いじめ問題についての理解を促す研修会を実施する。
- ⑭ いじめ防止に対して、学校・家庭・地域が連携して取り組めるよう、学校運営協議会等でアンケート及び聞き取り調査の結果を報告する。
- ⑮ いじめ防止に対して、児童が自主的に行う活動の場を設定するなど、自治的な活動を促す。

4 いじめ発生時の対策について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

- ① **学級担任及び専科教員**が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置をとる。
- ② **生活指導主任**は、いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。
- ③ **養護教諭**は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。

- ④ **管理職**は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑤ **管理職**は、必要があれば、「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を総合的に講じる。
- ⑥ **学級担任**は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、当該児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、当該児童の保護者及びその児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦ **管理職**は、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い適切な対応を行う。
- ⑧ 学校だけでは対応できない重大事態が発生した場合は、北区教育委員会と連絡をとり、滝野川警察署、関係諸機関等と相談して対処する。

いじめの定義（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

いじめ発生時の校内体制

